



滋 賃 審 第 1 5 号
令 和 8 年 8 月 2 5 日

滋 賀 労 働 局 長
田 代 良 文 殿

滋賀地方最低賃金審議会
会 長 木 下 康 代

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和8年8月25日貴職から、同年8月7日付け滋賀県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する滋賀県労働組合総連合、コープしが労働組合、全滋賀教職員組合・滋賀県公立高等学校教職員組合・滋賀県障害児学校教職員組合、滋賀県医療労働組合連合会からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和8年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。